

川芝支発第114号
令和7年2月7日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 福田 洋子 様
同 古川 九一 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和6年10月1日執行の市民生活部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（芝支所）

芝支所の行政財産使用料において、使用料の算定が、川口市行政財産の使用料に関する条例に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

算定の根拠とする数字に誤りがありましたことから計算方法を見直し、正当額による令和6年度分行政財産使用許可書の修正及び差額分を追加徴収いたしました。今後は川口市行政財産の使用料に関する条例に則った適正な事務の執行に努めて参ります。

財産管理について（芝支所）

芝支所の備品管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが多数見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

備品整理票の貼付を失念していた一部の備品及び加除式図書につきまし



ては、直ちに確認し貼付いたしました。今後は川口市財産規則に則った適正な事務の執行及び管理に努めて参ります。